



2012年2月3日

各位

会社名 新神戸電機株式会社
代表者名 執行役社長 伊藤 繁
(コード番号 6934 東証・大証第一部)
問合せ先 経営支援本部
法務・IRグループ担当部長 岡本 健
TEL (03)6811-2360

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、2012年2月28日開催予定の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式(下記I.1.(1)「変更の理由」の②において定義いたします。)の取得及び定時株主総会基準日に係る定款変更について付議することを決議し、併せて、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に、全部取得条項に係る定款一部変更について付議することを、本日付取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款一部変更の件

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)

(1) 変更の理由

2012年1月20日付当社プレスリリース「支配株主である日立化成工業株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、日立化成工業株式会社(以下「日立化成工業」といいます。)は、2011年12月1日から当社普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、本公開買付けは2012年1月19日に終了しております。本公開買付けの結果、日立化成工業は、2012年1月26日(本公開買付けの決済開始日)をもって、当社普通株式49,634,185株(当社の発行済株式総数に対する割合:97.45%)を保有するに至っております。

当社と日立化成工業は、2011年11月25日付当社プレスリリース「支配株主である日立化成工業株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」(以下「2011年11月25日付当社プレスリリース」といいます。)においてご報告申し上げますとおり、2011年8月頃から、両社の企業価値を向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び日立化成工業は、本公開買付けとその後の取引を通じて日立化成工業が当社を完全子会社化することにより、当社グループにおいて日立化成工業グループが持つ海外ネットワーク、豊富な資金力及び研究開発関係の経営資源をより一層活用し、当社グループのグローバル展開を加速すること、並びに当社グループにおける研究開発投資を拡大して製品ラインアップを強化し、伸長が期待される社会インフラやエネルギー分野における蓄電デバイス市場や海外自動車部品市場において事業規模を拡大する取組みをより一層加速していくことが、当社の企業価値の拡大に有益であるとともに、日立化成工業グループ全体の企業価値拡大のためにも有益であるとの結論に至りました。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、日立化成工業の完全子会社となるために、以下の①から③の方法(以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。)を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社(会社法第2条第13号に定義するもの

をいいます。以下同じです。)といたします。

② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部(当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を 0.0000008 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

③ 会社法第 171 条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を 0.0000008 株の割合をもって交付いたします。なお、日立化成工業以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

当社は、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第 234 条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を日立化成工業に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 1,710 円(本公開買付けにおける1株当たりの公開買付価格と同額)を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件-1」は、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第 171 条第1項、第 108 条第1項第7号)、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、これまで当社は、当社の定款の第7条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、1,000 株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、「定款一部変更の件-1」で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件-1」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款規定	定款変更案
第2章 株式	第2章 株式
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、1億 8,000 万株とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、1億 8,000 万株とし、 <u>発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は1億 7,999 万 9,900 株、本定款第6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)は 100 株とする。</u>

<p>(新設)</p>	<p><u>第6条の2(A種種類株式)</u> <u>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u>又は<u>A種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)</u>に対し、<u>普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)</u>又は<u>普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)</u>を支払う。<u>A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
<p>第7条(単元株式数等) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社の株主は、その有する単元未満株式について、本定款第10条の株式等取扱規則に定めるところにより、当社に対し、単元未満株式売渡請求をすることができる。</p>	<p>第7条(単元株式数等) 当社の<u>普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u> 当社の<u>普通株主は、その有する普通株式の単元未満株式について、本定款第10条の株式等取扱規則に定めるところにより、当社に対し、単元未満株式売渡請求をすることができる。</u></p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p><u>第16条の2(種類株主総会)</u> <u>本定款第13条乃至第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>本定款第16条第一文の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>本定款第16条第二文の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件-2」は、「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を0.0000008株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、日立化成工業以外の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2)変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2012年3月30日をもって、その効力が生じるものいたします。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

「定款一部変更の件－1」による変更後の定款規定	定款変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><u>第6条の3(全部取得条項)</u> <u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000008株の割合をもって交付する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第6条の3(全部取得条項)の新設は、平成24年3月30日をもって効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は同日の経過をもってこれを削除する。</u></p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件－1」でご説明申し上げておりますとおり、当社及び日立化成工業は、本公開買付けとその後の取引を通じて日立化成工業が当社を完全子会社化することにより、当社グループにおいて日立化成工業グループが持つ海外ネットワーク、豊富な資金力及び研究開発関係の経営資源をより一層活用し、当社グループのグローバル展開を加速すること、並びに当社グループにおける研究開発投資を拡大して製品ラインアップを強化し、伸長が期待される社会インフラやエネルギー分野における蓄電デバイス市場や海外自動車部品市場において事業規模を拡大する取組みをより一層加速していくことが、当社の企業価値の拡大に有益であるとともに、日立化成工業グループ全体の企業価値拡大のためにも有益であるとの結論に至り、本完全子会社化手続を実施することにいたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案は、「定款一部変更の件－1」においてご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件－1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、取得対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000008株の割合をもって交付するものいたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、上記のとおり、日立化成工業以外の各株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を日立化成工業に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 1,710 円(本公開買付けにおける1株当たりの公開買付価格と同額)を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、別途定める基準日(取得日の前日を基準日とすることを予定しております。)の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を 0.0000008 株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

2012 年3月 30 日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件としてその効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

3. 上場廃止の予定について

当社普通株式は、現在、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)市場第一部及び株式会社大阪証券取引所(以下「大証」といいます。)市場第一部に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、東証及び大証の上場廃止基準に該当することとなりますので、2012 年2月 28 日から 2012 年3月 26 日まで整理銘柄に指定された後、2012 年3月 27 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証及び大証において取引することはできません。

Ⅲ. 定時株主総会基準日に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件－3」)

1. 変更の理由

現在、当社の定款の第 12 条においては、毎事業年度末日を定時株主総会の基準日と定めておりますが、全部取得条項付普通株式の全部取得の効力が生じた場合には、上記基準日を定める必要がなくなりますので、当該規定を削除するとともに、条数の繰り上げ等の調整を行うものです。

同条を削除した場合、当社の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主は、当該定時株主総会開催時の株主となります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件－3」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じることを条件として、2012 年3月 30 日をもって、その効力が生

じるものいたします。

したがって、「定款一部変更の件-3」に係る定款変更の効力が生じた場合には、今後の当社の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主は、日立化成工業のみとなる予定です。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

「定款一部変更の件-2」による変更後の定款規定	定款変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条(定時株主総会の基準日) <u>当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度の定時株主総会で株主の権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>第13条～第16条 (条文省略)</p> <p>第16条の2(種類株主総会) 本定款第13条乃至第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 本定款第16条第一文の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 本定款第16条第二文の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p>第12条～第15条 (現行どおり)</p> <p>第16条(種類株主総会) 本定款第12条乃至第14条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 本定款第15条第一文の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 本定款第15条第二文の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>

IV. 本完全子会社化手続等の日程の概要(予定)

本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日設定公告	2012年1月11日(水)
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	2012年1月26日(木)
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	2012年2月3日(金)
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	2012年2月28日(火)
種類株式発行に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-1」)の効力発生日	2012年2月28日(火)
当社普通株式の東証及び大証における整理銘柄への指定	2012年2月28日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	2012年3月8日(木)
全部取得条項に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-2」)の公告	2012年3月8日(木)
当社普通株式の東証及び大証における売買最終日	2012年3月26日(月)
当社普通株式の東証及び大証における上場廃止日	2012年3月27日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	2012年3月29日(木)
全部取得条項に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-2」)の効力発生日	2012年3月30日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	2012年3月30日(金)
定時株主総会基準日に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-3」)の効力発生日	2012年3月30日(金)

V. 支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱ.の全部取得条項付普通株式の取得(以下「本件取得」といいます。)は、支配株主との取引等に該当します。当社は、2012年1月5日に開示したコーポレートガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に記載のとおり、当社独自の経営判断を行うことができる状況を担保するため、

取締役会の構成においては日立化成工業の役員との兼務取締役が半数に満たないよう留意することを方針とし、また、取締役会決議の客観的公正性を担保するため、取締役会に最低1名の親会社から独立した立場の社外取締役を置いております。

また、当社は、本件取得を行うに際して、以下の対応を行っております。

すなわち、日立化成工業が当社を完全子会社化する取引の一環をなす本公開買付けの公正性を担保するための措置(公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を含みます。)として、当社は、2011年11月25日付当社プレスリリースの2.(3)「買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり措置を講じております。

また、当社は、本件取得の公正性を担保するために、上記Ⅱ.1.「全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」のとおり、A種種類株式を日立化成工業に売却することによって得られた金銭をその端数に応じて各株主の皆様へ交付する際に、各株主の皆様へ交付される金銭の額について、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に本公開買付けにおける1株当たりの公開買付け価格と同額である1,710円を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております(但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。)

さらに、当社は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、2011年11月25日付当社プレスリリースの2.(3)「買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の③「当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社及び日立化成工業から独立性を有する3名から構成される第三者委員会を設置していたところ、第三者委員会は、2011年11月24日に、当社取締役会に対して、(a)本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化は当社の企業価値向上に資すること、(b)本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化の取引条件(本公開買付けにおける公開買付け価格を含む。)の公正性は確保されていること、(c)本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに(d)本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化は当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出しております。

加えて、当社の社外取締役である角田和好氏及び内村俊一郎氏は、日立化成工業の執行役を兼務しているため、利益相反防止の観点から、本日付の本件取得の実施に関する当社取締役会決議に加わっておりません。なお、当該取締役会決議については、上記2名を除いた当社の取締役の全員一致で決議を行っております。かかる取締役会決議の方法その他の本件取得の手続に関しては、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の法的助言を受けております。

当社取締役会は、以上を踏まえ、本件取得は、少数株主にとって不利益なものではないと判断しており、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」にも適合するものと考えております。

なお、上記のとおり、当社は、本公開買付けに対する意見の表明に先立ち、本公開買付け後に本件取得が行われる予定であることを前提に第三者委員会から上記答申書を取得しておりますので、本件取得に際し、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手しておりません。

以上